

議案第 86 号

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年北名古屋市条例第 101 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 25 年 12 月 3 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市児童センターきらりの新設に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」とする。

第4条ただし書中「ただし」の次に「、北名古屋市児童センターきらり」を加え、「、北名古屋市西之保児童館」を削る。

第5条を次のように改める。

（使用の対象者）

第5条 児童館を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 18歳未満の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。）。ただし、小学校就学前の者にあつては保護者等同伴者が同行しなければならない。
- (2) 18歳未満の者が過半数を構成する団体
- (3) 児童の健全育成若しくは子育て支援を目的として活動する者又は団体
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

第6条第1項を次のように改める。

児童館の施設を専用して使用できる者は、前条各号に規定する者とし、専用施設を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。専用施設の使用の許可を受けた者が専用使用の許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、別表第2左欄に掲げる児童館において、第5条第4号の規定で使用を認められた者が、同表中欄に掲げる附属設備を使用する場合は、同表右欄に掲げる使用料を市長が定める日までに納付しなければならない。

第10条に次の2項を加える。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除

することができる。

- 3 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中

「

北名古屋市六ツ師児童館	北名古屋市六ツ師南屋敷 7 3 3 番地
北名古屋市鹿田児童館	北名古屋市鹿田花の木 1 0 6 番地
北名古屋市久地野児童館	北名古屋市久地野戊亥 5 1 番地
北名古屋市熊之庄児童館	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷 2 9 8 5 番地
北名古屋市井瀬木児童館	北名古屋市井瀬木高畑 1 番地
北名古屋市西之保児童館	北名古屋市西之保清水田 1 7 番地

」を

「

北名古屋市児童センター きらり	北名古屋市西之保高野 7 9 番地
北名古屋市六ツ師児童館	北名古屋市六ツ師南屋敷 7 3 3 番地
北名古屋市鹿田児童館	北名古屋市鹿田花の木 1 0 6 番地
北名古屋市久地野児童館	北名古屋市久地野戊亥 5 1 番地
北名古屋市熊之庄児童館	北名古屋市熊之庄城ノ屋敷 2 9 8 5 番地
北名古屋市井瀬木児童館	北名古屋市井瀬木高畑 1 番地

」に

改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 10 条関係)

附属設備使用料

名称	区分	使用料
北名古屋市 児童センタ	音楽スタ	午前 9 時 3 0 分～正午 1, 0 0 0 円
	ジオ附属	正午～午後 3 時 1, 2 0 0 円

一きらり	設備	午後3時～午後6時	1,200円
		午後6時～午後9時	1,200円

備考

附属設備は、次の物を備える。

ポータブルPAシステム、キーボード、ベースアンプ、ギターアンプ、ドラムセット、スピーカースタンド、マイク、マイクスタンド

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月7日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

(北名古屋市子育て支援センター設置条例の一部改正)

- 3 北名古屋市子育て支援センター設置条例（平成18年北名古屋市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

北名古屋市西子育て支援センター	北名古屋市西之保西出55番地（北名古屋市立西之保保育園内）
-----------------	-------------------------------

」を

「

北名古屋市西子育て支援センター	北名古屋市西之保高野79番地（北名古屋市児童センターきらり内）
-----------------	---------------------------------

」に

改める。